

## 輸出国事前調査について (ベルギー王国)

### 1. 調査期間等

- (1) 時期: 2012 年9月
- (2) 内容: ベルギーにおける食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象: ベルギー食品安全庁(FASFC)、その他関連団体

### 2. 調査結果(概要)

#### (1) ベルギーにおける食品衛生に関する規則・制度

##### ① European Hygiene Legislation (EU法)

- Regulation(EC) 178/2002: General principles(総合原則)
  - Art 6 → risk analysis (リスク分析)
  - Art 12 → EU 規制を満たさない製品の輸出禁止
  - Art 17 → responsibilities(責任の分担化)
  - Art 18 → traceability(トレーサビリティ)
  - Art 19 → notification requirements(リコール)
- Regulation(EC) 852/2004: Food hygiene(食品衛生の法律)
- Regulation(EC) 853/2004: Hygiene of products of animal origin(動物由来食品の法律)
- Regulation(EC) 2073/2005: Microbiological criteria(微生物学的基準)
- Regulation(EC) 882/2004: Official controles(公的な監視の法律)
- Regulation(EC) 854/2004: Official controles on products of animal origin(動物由来食品の公的な監視の法律)

##### ② MANCP (multi-annual national control plan): (ベルギーの) 国家監視計画

Regulation(EC) 882/2004: Official controles に基づき、各加盟国が用意しなければならない監視計画。あらゆる製品の安全性を確保するのを目的に、サンプリングや検査の計画を策定する。

##### ③ Self-Checking System(SCS)

EU における Regulation(EC) 178/2002、852/2004(art8,art9)、153/2005(art21,art2 2)及びベルギー国内における「セルフチェック及びトレーサビリティに関する通知」(第9条)を枠組みに、食品を扱う事業者自体に食品安全に対する責任を義務化する制度。

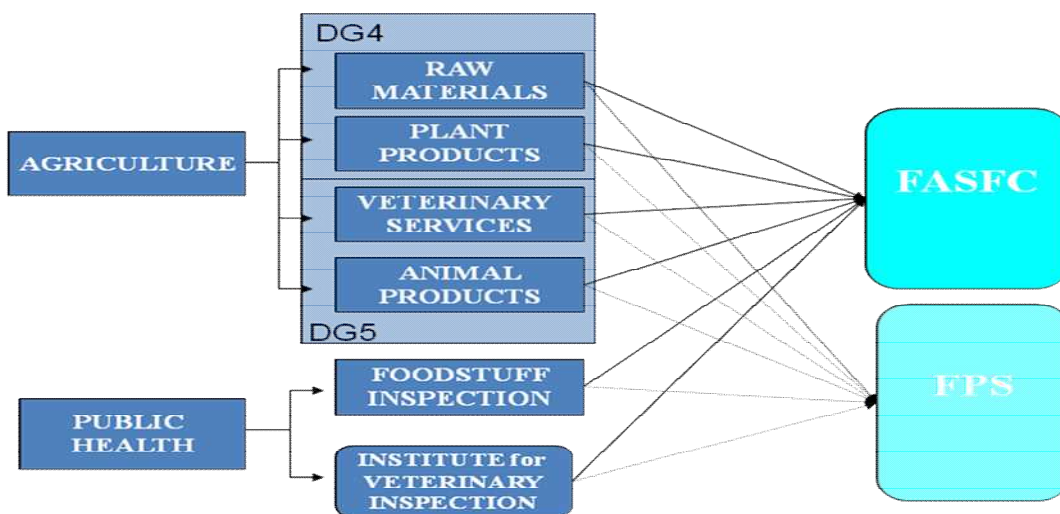
(2) ベルギー食品安全庁(FASFC)の全体構造並びに所掌業務

食品安全庁は 1999 年のダイオキシン事件を契機として 2000 年 2 月に設立。流通経路全般の管理を統合・調整する食品当局を一元化して、断片的な管理体制をやめ、健康に伴うリスクや問題を容易に発見できるようにし、十分な対策を取れるようにすることで、食品の品質を保証し、消費者の健康を守ることを主な目的とする。

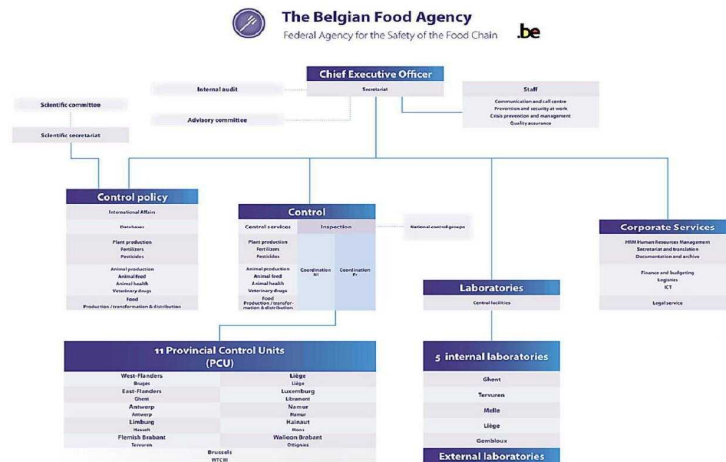
農務省の4部門と、厚生省の2部門の、計6つの部門で成り立っており、監視や指導、方針を決める調整など(リスク評価や、リスク管理)を行う機関である。

業務概要

- ・流通経路における食品及びその原材料の監視調査(トレーサビリティ)
- ・食品及びその原材料の製造、加工、包装、貯蔵、運搬(保管)、流通、販売、輸出入、販売拠点等についての監視調査
- ・業務に関連する許可、承諾の付与
- ・業務に関連するあらゆる情報の収集、保管、管理および伝達



## < SASFC 組織図 >



### ① 連邦公共サービス (Federal Public Service:FPS)

健康、食品安全、環境等の、品質管理について規則・基準等を設立する上で必要となる方針策定を所管する。

### ② 諮問委員会 (Advisory Committee)

食品庁の現在、及び今後の政策に関わるすべての問題について助言を行う。(リスク管理、セルフチェック、財源、情報共有等)

あらゆる利害関係者が参加する。消費者の利益、業界団体、動物保護団体および関係公共機関(地域、共同体、経済 FPS、公衆衛生 FPS)の代表者を擁護する機関。

### ③ 科学委員会 (Scientific Committee)

食品庁の関連分野における国内外の専門家 (FASFC からは独立しており、ベルギー内外の大学や研究所で雇用されている) から構成され、調査研究や提言を行う。専門家は政府により任命される。独立したリスク評価を担当。

### ④ 連絡窓口 (Permanent Point of Contact)

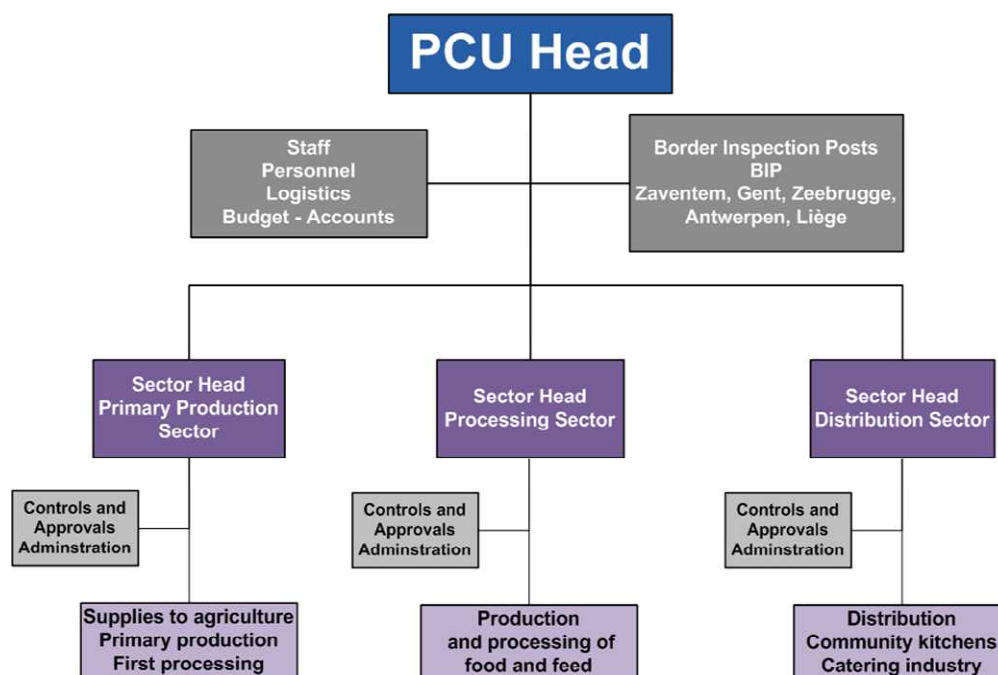
食品の品質と安全性にまつわる客観的な情報の提供、および消費者からの問い合わせを受け付ける。

### ⑤ 州取締ユニット(Provincial control unit:PCU)

ベルギー全体を11の州に分割し、それぞれの州に設立されるユニット。各ユニットはユニットの責任者に管理され、その下には一次生産(オークションや農場等)、加工食品、物流の3部門に分かれ、各3部門毎に部門長を設けて、管理している。PCUの監視員は、食品事業者のデータベース、監視に関するデータベースや、サンプリング計画、検査計画に基づいて、コントロール(監視)を行う。

11のPCUは、ブリュッセルと5つのフランス語州、5つのオランダ語州がある。

<Structure of a PCU>



### (3) 食品安全庁(FASFC)における食品衛生管理

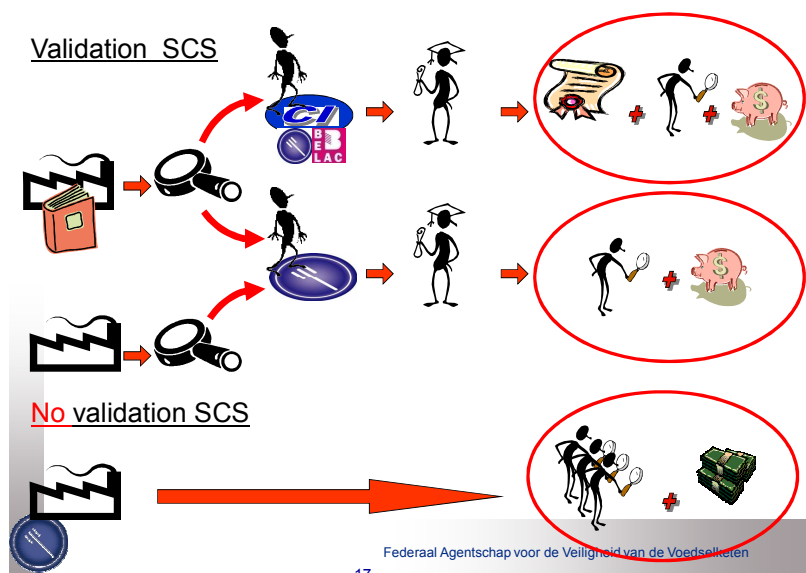
#### ①SCS(セルフチェックシステム)に基づく食品衛生管理

Regulation(EC) 178/2002、852/2004(art8,art9)、153/2005(art21,art22)及び、ベルギー国内における「セルフチェック及びトレーサビリティに関する通知」(第9条)を枠組みに、食品を扱う事業者自体に、食品安全に対する責任を義務化している。

各事業者はEU法や、HACCP等の法律に基づき、方針を作成し、それをセルフチェックシステムに用いることができる。

FASFCは、各事業者からのリクエストで、セルフチェックシステムの有効性の確

認(監視)を実施する。その際の監視は方針作成の有無や、それに従っているか否かで、結果が変化する。



- ※上:セルフチェックシステムを所有し、FASFC の評価を希望し、方針に従っている
- ※中央:セルフチェックシステムを所有し、FASFC の評価を希望しているが、方針には従っていない
- ※下:セルフチェックシステムを所有せず、FASFC の評価を希望しない

## ②モニタリング制度

- ・一般的なモニタリング制度としては、製造者、オークション、輸出業者等が、モニタリング制度を有し、全ての製品モニタリングを実施。加えて各社は同モニタリングで食品安全上の問題を発見した場合は、FASFC への通報義務を有する。
- ・また、FASFC は EU 規則 91/414 の農薬基準値に関する(EC)No,396/2005 の第5章に基づき、野菜や果実の公的収去検査を実施。2011 年度は 3,537 件の収去検査を実施した。

		Nr. of samples	Conformity
fruit, vegetables, cereals	Control Plan	1.920	97,4 %
	EU Regulation 669/2009	451	96,5 %
	Follow-up of non-conformities	143	83,2 %

### ③日本向け輸出食品

- ・ベルギーでは、基準値に関して特定の規制が実施されている第3国(日本やロシア等)向け野菜、果実等に関して、その規制を満たした貨物の輸出ができるように、対策を取っている。

#### (a) 対日輸出用自己点検システム(SCS)の導入

→輸出する企業はセルフチェックシステムを導入し、FASFC 等による評価を取らなければならない。食品事業者は日本政府関連の HP や、輸出入業者団体などを通じて通じて日本の基準値の情報を入手する

#### (b) 特別モニタリングとその対応

→特別モニタリングは上記②の一般モニタリングの補完的に行われる。FASFC は野菜果実ベルギー輸出者の協同組合に対し、ベルギーから EU より厳しい基準値が施行されている国に輸出される物の特定モニタリング計画の提出を要求している。共同組合は生産者に対し検証のため、モニタリング検査を実施する。共同組合の品質管理者がサンプリングし、ISO17025 取得の研究所で試験が実施される。協同組合または生産者によるサンプリングに加え、輸出者もモニタリング検査を実施する。その結果は四半期毎に FASFC に送付しなければならない。検査頻度はリスク分析によって毎年毎決められる。

#### (c) 輸出者リストの管理・使用

→上記の(1)、(2)に適合する輸出者をリスト化し、その日本向け輸出者リストは FTB(ベルギーの輸出入組合)が保有する。このリストは FASFC により承認され、変更があった場合は FTB より速やかに伝えられる。

FASFC は当該リストに掲載された輸出者のみに衛生証明書の発行を行う。

#### (4) オークション制度について

ベルギーにおいて、生産者と輸出業者の間の過程としてオークションが存在する場合がある。(対日輸出制度では必要条件の1つ。)

文字通り、競売が主な業務となるが、日本で言う競売と異なる点として、オークションは複数の生産者と契約を結び、生産者のサポートや、表示の確認、品質管理、ニーズの為の市場調査等を行う。

収穫前検査や、モニタリング検査等も実施する。(オークションの品質管理者が抜き取りを行い、検査機関に依頼して検査実施。)

輸出業者等の販売業者がオークションにて競売を実施(直接来訪又はインターネットで)し、購入された物はそのまま空港や港等に運ばれて輸出される。

複数のオークションが組合に加入しオークション同士が相互関係を持っている。

### 3. 参考法令(URL リンク)

- ・European Hygiene Legislation (EU法)

[http://ec.europa.eu/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/index_en.htm)

- ・Regulation(EC) 178/2002: General principles(総合原則)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>

- ・Regulation(EC) 852/2004: Food hygiene(食品衛生の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0852:20090420:EN:PDF>

- ・Regulation(EC) 853/2004: Hygiene of products of animal origin

(動物由来食品の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0853:20100101:EN:PDF>

- ・Regulation(EC) 2073/2005: Microbiological criteria(微生物学的基準)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2005R2073:20100519:EN:PDF>

- ・Regulation(EC) 882/2004: Official controles(公的な監視の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0882:20090807:EN:PDF>

- ・Regulation(EC) 854/2004: Official controles on products of animal origin(動物由来食品の公的な監視の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0854:2009101:EN:PDF>

- MANCP: Multi-annual national control plan (ベルギー国家監視計画)

<http://www.afsca.be/about/mancp/>

以上